

## 第9章 学校用務員について

### 提言

- 1 学校用務員を正規職員として採用することを今後とも停止すべきである。
- 2 退職者が出た場合にも補充採用をしないで、用務員をグループ化して効率的に活用する方策を推進すべきであり、各校に1名を配置するということにこだわるべきでない。
- 3 どうしても補充採用が必要な場合は、臨時職員として採用すべきである。
- 4 退職者が数名生じた場合は、グループ化している1グループを民間に委託することを考慮すべきである。
- 5 正規職員である学校用務員の給料については、年功序列によって昇給させるのではなく勤務の実態に即応する金額を支払うべきである。民間の同種の職種を参考にして給料金額の上限を設定するという抑制的な運用をすべきである。

### 第1 監査の対象とした理由

学校に配属されている用務員については、平成19年度にいわゆる市民事業仕分けの対象として論議されたが、実際にはその後の改革は進んでないようである。教育や家庭・子どもの成育・支援に対して多くの予算が投入されるべきであるという一般論に対しては、誰もが反対することは困難である。したがって、効率化やコストの意識が薄れるリスクが高い。

監査人も個人的には、岡山市や日本の将来を考えるとすれば、家族政策費と高齢者対策費の比率が1対5程度といわれている現在の日本について、これを1対2程度にすることが必要だと考えている。しかし、そのような共通認識が現在の岡山市民に確立しているとは認められない。予算は常に不足しているのである。

また、教育の分野に関することは、多くの市民が自己の体験として知識なり経験を有しているが、反面、他の自治体の教育に関する状況や実態について多くの知識や情報を有している市民は少ないともいえるであろう。

用務員を所管する岡山市教育委員会は、職員数(非正規職員を含む)1,700人強を擁する組織であり、大規模な組織であるがために、独自の組織風土を有していると判断される。教育県を標榜する岡山県にある岡山市であるからこそ、教育委員会所管の事務事業に対して批判的に監査することが肝要であるという意識、視点で、用務員について監査の対象とした。

用務員が公務員である必要の有無、及び用務員が税金で支払われている以上、給与に見合った事務事業をしているかが問われている。用務員について従来の延長線上での改善ではなく発想を改めて根本的な改革をする時期に至っているというのが、監査人の結論である。

第2 用務員を置いている法的根拠

- 1 学校教育法施行規則第65条に、「学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する」と規定されているが、学校教育法のもとでも、用務員を学校に置くことは義務的なものではなく、各学校において必要とされる場合には置くことができるものである。
- 2 私立では用務員が置かれていない学校もあるし、公立でも置かれていない学校があり、要するに財政との関係で選択されていることである。

第3 岡山市における用務員の配置状況

1 配置している学校と人数

- (1) 岡山市には市立の小学校が93校(うち分校2校)、中学校が37校、幼稚園が71園、高等学校が1校設置されているが、平成19年5月1日現在で次表のとおり用務員が配置されている。

幼稚園2園について用務員の配置が無いのは、合併前の御津町及び灘崎町に所在する幼稚園である。

(表9-1) 平成19年5月1日現在

番号	学校区分	正規職員	非正規職員	合計	配属なし
1	小学校93校	78人	15人	93人	
2	中学校37校	32人	5人	37人	
3	幼稚園71園	1人	68人	69人	2人
4	高等学校1校	1人		1人	
計		112人	88人	200人	2人

なお、教職員その他を含む職員の配置内容は末尾資料①のとおりである。

2 用務員の年齢など

- (1) 平成21年3月末日時点での学校用務員(正規職員)及び幼稚園用務員(嘱託)の年齢構成は次表のとおりである。

(表9-2)

年齢	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)	年齢	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)	年齢	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)
23	1		40	2	0	57	6	4
24	0		41	1	0	58	6	3
25	0		42	0	1	59	5	3
26	0		43	1	1	60	5	1
27	0		44	4	1	61		0
28	0		45	5	0	62		4
29	1	1	46	7	1	63		0

30	1	0	47	3	2	64		2
31	4	0	48	2	3	65		2
32	0	0	49	4	1	66		0
33	1	0	50	5	2	67		1
34	5	1	51	3	2			
35	1	0	52	2	5			
36	2	1	53	4	3			
37	2	2	54	4	4			
38	3	0	55	6	1			
39	2	1	56	3	1			

(2) 平成 21 年 3 月末日時点での学校用務員(正規職員)及び幼稚園用務員(嘱託)の在職年数は次表のとおりである。

(表 9-3)

在職 期間	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)	在職 期間	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)	在職 期間	学校 (正規)	幼稚園 (嘱託)
1		3	14	5	6	27	5	0
2		6	15	7	2	28	5	0
3	12	2	16	2	1	29	2	2
4	2	3	17	5	2	30	0	0
5	3	0	18	0	2	31	2	0
6	0	1	19	2	3	32	3	0
7	2	1	20	5	0	33	0	1
8	0	1	21	6	4	34	0	
9	0	4	22	3	0	35	0	
10	1	0	23	4	1	36	0	
11	3	3	24	1	3	37	0	
12	4	0	25	9	1	38	1	
13	2	1	26	5	1			

#### 第 4 学校用務員事業のコスト

##### 1 岡山市におけるコスト

岡山市の事務事業のうち、平成 19 年度の学校用務員事業のコストは次表のとおりであり、人件費(共済費を含む。)総額は 10 億 9,256 万 2,000 円という多額な金額となっている。

(表 9-4)

番号	細事業名	概算トータルコスト ＝人件費	1人当たりの人件費
1	用務員の配置に関すること (小学校)	684,863,000	正規 約 800 万円 非正規
2	用務員の配置に関すること (中学校)	246,509,000	正規 約 736 万円 非正規
3	用務員の配置に関すること (中高一貫校)	12,895,000	正規 644 万円 (注 1)
4	用務員の配置に関すること (幼稚園)	148,295,000	非正規 215 万円 (注 2)
	合計	1,092,562,000 円	

1人当たりの人件費については、概算で算出している。

(注 1) 1,289 万 5,000 円を 2 人で割算した金額である。

(注 2) 1 億 4,829 万 5,000 円を 69 人で割算した金額である。

## 2 コストの民間との比較

- (1) 岡山市における用務員の平均給与月額を、総務省が平成 19 年 7 月 3 日に発表した「地方公共団体の技能労務職員の平均給与月額等について」で民間と比較すると次表のとおりである。

(表 9-5)

用務員	地方公務員	民間
類似すると思われる職種	<p>「用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員。」</p> <p>〈岡山市立学校園〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 校舎の戸締り、公文書の送達などの学校・幼稚園の運営</li> <li>* 巡視、清掃、環境美化、学校支援ボランティアとの連絡などの環境整備</li> <li>* 施設・設備の維持管理</li> <li>* 教育の補助、諸行事、教材等の整備などの子どもとの関わり</li> <li>* 共同作業など</li> </ul>	<p>「事務所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者。」</p>

等			
平均 給 与 月 額	都道府県平均	384,000 円	全国平均
	指定都市平均	399,300 円	
	岡山県	405,200 円	岡山県
	岡 山 市	正規職員平均 402,000 円 全職員（正規・再任用・嘱託・ 臨時）平均 297,000 円	

(注1) 正規職員には年間月額給料等の4.45か月分の期末・勤勉手当が支給されており、実態として年収ベースでは岡山類似職種との平均給与月額比較とでは大きな差異が生じる。なお、再任用職員は年間月額給料等の2.35か月分の期末・勤勉手当が支給される。

(2) 福岡県久留米市作成の「久留米市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針 平成20年3月」によれば、久留米市には用務員が5人おり、平均給料月額が38万9,420円、手当などを含む平均給与月額は41万5,366円である。

(3) 岡山市の用務員の非正規職員の人件費は幼稚園の例で理解できるとおり215万円程度であり、小学校93校に15人の非正規職員がいるから15人分は3,225万円である。6億8,486万円から3,225万円を引き算すると6億5,261万円であり、これを正規職員78名で除すると正規職員1人当たり人件費は836万円となる。

中学校には5名の非正規職員がいるから5人分は1,075万円という計算をした。2億4,650万円から1,075万円を引き算した残2億3,575万円を32人で除すると正規職員1人当たり人件費は737万円となる。したがって、岡山市の用務員の平均人件費は800万円程度というのは間違いではない。

(4) 岡山市の平成15年度包括外部監査報告書は、「学校現場を中心とした教育に関する事業の執行について」という主題で監査しているが、この監査報告書によると用務員に関する監査人の意見は記載されていないが、添付されている人件費総額計算表によれば、

- ① 高等学校の図書館司書及び用務員のいずれも895万2,818円
  - ② 中学校の図書館司書は正規職員が867万9,775円、非正規職員が350万円で用務員は正規職員が図書館司書と同じく867万9,775円で非正規職員が223万円
  - ③ 小学校の図書館司書は正規職員が709万3,771円、非正規職員が350万円で用務員は正規職員が図書館司書と同じく709万3,771円で非正規職員が223万円
  - ④ 幼稚園の用務員は正規職員が661万8,498円で非正規職員が222万円
- と記載されている。これは平均値であり、このような予算が組まれているということであり、全体の平均値は記載がないが、上記(3)で指摘した金額が間違いでないことが理解できよう。

### 3 民間のコスト

- (1) これに対して、用務員と類似、同様の「事務所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者」の岡山県における平均給与月額19万9,000円であるから、平成20年度の岡山県の実態に即すると年収は賞与を含め280万円程度、人件費は310万円程度という試算ができる。
- (2) 元佐賀市長であった木下敏之氏の「なぜ、改革は必ず失敗するのか」(WAVE出版)の59頁によれば、「佐賀市の現業職員は国家公務員現業職員と比較して3割も高かった、民間と比較すれば2倍近い差があるのではないか。退職金を入れると倍ではきかないであろう」ということである。なお、木下氏が市長在任中に佐賀市では、学校給食の調理業務、学校の用務員業務、市立保育所、ゴミ焼却炉の運転管理業務及び電話交換業務の民間委託化を行なったとのことである。

## 第5 標準的な用務員の業務

### 1 標準的な用務員の日

- (1) 岡山市教育委員会作成によれば、標準的な用務員の日即ち仕事の内容は末尾資料②のとおりである。特徴ないし疑問として有るのは、
  - ① 職員室待機(教頭と打合せ)とは、ほとんどは待機しているということである。
  - ② 清掃指導とは、自ら清掃することに限定されないという意味である。用務員が自ら清掃しないで業者に指示したり、生徒を指導するというのでは、用務員としての何が本来事務で何を遂行しているのかという疑問を持たれるであろう。
  - ③ 「校医接待」という用語が使用されているが、市民感覚からすれば奇異なことであり「接待が仕事とは何をしているのか」という疑問が生じるところである。このような楽だとも判断できる仕事であれば、仮に正規職員として用務員を募集すれば応募者が殺到するのは道理である。

以上のとおり、正規職員である用務員の勤務内容、業務の付加価値に果たして支払われている給与が見合っているのかという疑問が残り民間を基準とすれば用務員の給与が高額であることを否定することは困難である。
- (2) 監査人の現場視察の際にも、用務員が登校時の校門に立って交通整理作業をしたり、廊下に掲げる掲示板の製作をしていた。また構内の清掃や遊具の補修をする場合もあるという説明であったが、これらの仕事が本当に公務員でなければできない事務事業であるという判断はできなかった。外注することで十分に実現可能な事柄である。学校の管理者からすれば「近場に用務員が居てくれて何かと便利だ」ということは判るが、人件費としてのコストを考慮することを忘れることはできない。

## 2 まとめ

監査人が視察した学校とは別の岡山市の学校でも校庭の草が数ヶ月も刈られていない例はあった。用務員によって具体的に行なっている仕事にバラツキがあり平準化がなされていないのが現状である。

## 第6 岡山市における議論の状況(過去の市民事務事業仕分け)

### 1 教育委員会の見解

- (1) 岡山市教育委員会の従来の考え方は、用務員を正規職員として維持することとブロック化による改善であり次のように説明していた。

#### 記

##### 学校・幼稚園における用務員業務

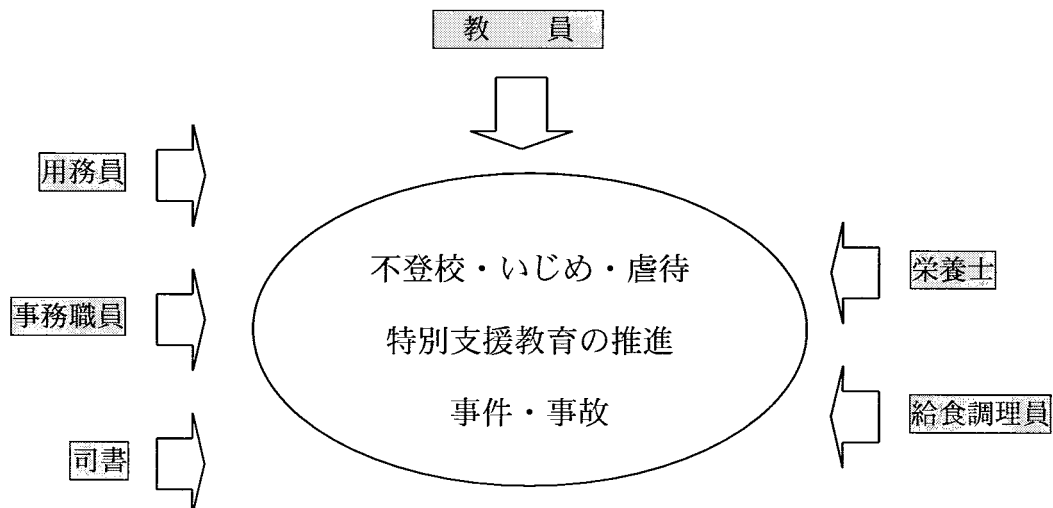
- 校舎の戸締り、公文書の送達などの学校・幼稚園の運営
- 巡視、清掃、環境美化、学校支援ボランティアとの連絡などの環境整備
- 施設・設備の維持管理
- 教育の補助、諸行事、教材等の整備などの子どもの関わり
- 共同作業など



【問題提起】用務員業務は、なぜ公務員でなければならないのか？

【岡山市教育委員会の考え】

用務員は他の教職員と一体となり教育に関わる当事者として子どもたちの心の奥底に潜む深刻な問題の解決に深く関わっているため、



- (2) 岡山市教育委員会は、「用務員も教育に関与していること」を根拠に、今後とも用務員が公務員でなければならないという考え方をしているようである。

### 2 子ども支援制度について

- (1) 用務員が教育に関与するということが特別の意味を有するのかを検討するためには、現実に教育や学校に関与している関係者としてどのようなものが有るのかを検討してみる必要がある。
- (2) 東京都清瀬市では、個別の学校には次のような関与者がいる。  
 学校経営補助員、介助員、運動部活動指導員、小中学校水泳指導監督、学習サポーター、読書活動指導員、学校図書館マネージャー、外国人英語学習指導助手、課外部活動指導員等。  
 また、個別の学校でなく教育相談センターがあり、ここには、相談員、帰国児童生徒日本語指導員、フレンドルーム指導員、教育相談スーパーバイザー、ボランティア相談員、小学校スクールカウンセラーがいる
- (3) 東京都三鷹市では、学校の嘱託職員として支援学級の介助員、図書館の司書、給食調理員がいて、市政嘱託員として学校用務員が採用されている。また東京都小金井市では小学校に 14 人の用務業務嘱託職員が働いており平均の年間所得は 195 万円である。
- (4) 岡山市でも次のような支援者制度がある。

(表 9-7)

名称	仕事の内容					勤務時間	配置数
子ども相談主事	児童虐待や問題行動、不登校等の子どもの諸問題について家庭、学校、地域社会、専門機関等との連携					週 30 時間	13
スクールパートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談等の支援</li> <li>・不登校、問題行動対応への支援</li> </ul>					週 2～3 回、 1 回 4 時間	59
スクールサポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の話し相手、悩み相談</li> <li>・家庭・地域と学校の連携の支援</li> <li>・不登校生徒への支援</li> <li>・幼小中連携、関係機関、児童福祉施設等との連携の支援</li> </ul>					週 1～2 回、 1 回 4 時間	40
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に対するカウンセリング</li> <li>・教職員、保護者に対する助言・指導</li> <li>・生徒のカウンセリングに関する情報の収集・提供</li> </ul>					週 1 回、 1 回 4 時間	37
特別支援教育補助員の数 (幼・小・中学校) 【単位：人】	15 年度 53	16 年度 54	17 年度 138	18 年度 199	19 年度 236		



- (5) 上記のとおり、既に用務員を正規職員としていない自治体も数多くあるし、教育に関係する支援者が公務員である例は少なく、嘱託職員として採用されるかボランティアである場合も多いのである。

したがって、用務員が正規職員でなければならないとする考え方が、理論的にも正当性を持ち、かつ現実の問題としても支持されているとは考えられない。この点をまず直視し認識する必要がある。

### 3 岡山市の用務員業務改善計画

岡山市教育委員会事務局は、平成 17 年 3 月に「用務員業務改善計画」を策定した。この計画は、用務員が正規職員であることに対する市民の疑問や批判を受けてのものであると推察できる。その内容は次のとおりである。

#### 記

- (1) 現状認識と課題は、「1 人職場であるがゆえの問題点として、実際に行っている業務が学校によって大きくばらついていること、技能水準も用務員ごとに大きな差があること、初任者に対する技術指導の場が確保できていないことなど」という。

- (2) そして、改善計画の内容は、

- ① 目標の設定と管理をするために、年間予定表、月間予定表によって進行を管理し、業務日報を作成すること。
- ② 子どもとの関わりを服務規程を改正して明記する。
- ③ 用務員業務を高度化していくための単位として 5 つのブロックを設け、各ブロックにはリーダーとしてブロックの運営と指導にあたる用務技士長を 1 名配置する。
- ④ ブロックの基本的な業務として共同作業と業務研修を行なう。
- ⑤ 学校自己評価の中で評価を受けていくことと並行して、用務技士長を中心に業務の点検と評価を行なう。
- ⑥ 用務員業務の見直しに必要となる意識の向上のため用務員の職名を「主任用務技士」「用務技士」「用務員」の 3 職名に改める、  
ということであった。

- (3) 見直された服務規程の内容

岡山市教育委員会に勤務する技能労務職員服務規程(昭和 37 年 8 月 11 日市教育委員会告示第 18 号)を改正し、学校及び幼稚園に勤務する者の業務を次のとおり定められた。(下線部が改正部分)

- (7) 学校及び幼稚園の運営に関する業務

- a 校舎の戸締り及び門扉の開閉等に関すること。
- b 公文書の送達、受領等連絡に関すること。
- c 園児、外来者の湯茶の準備に関すること。
- d 非常災害等に関すること。

- (イ) 環境整備に関する業務
    - a 校舎内外の巡視及び清掃整備に関すること。
    - b じんかいの処理に関すること。
    - c 冷暖房器具及びその燃料に関すること。
    - d 樹木、花壇の維持等環境美化に関すること。
    - e 学校支援ボランティアとの連絡等、環境整備の調整に関すること。
  - (ロ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
    - a 施設及び設備等の点検、保全、整備、軽易な補修等に関すること。
    - b 業務用備品の保管に関すること。
  - (ハ) 子どもとの関わりに関する業務
    - a 資源リサイクル、植物の栽培、もの作り等に係る教育の補助に関すること。
    - b 学校及び幼稚園の諸行事及び教材等の整備に関すること。
  - (ニ) 共同作業等に関する業務
  - (ホ) その他学校及び幼稚園の管理上必要な業務
- (4) 設置されたブロックの内容
- ブロックは小学校長会と同一に設置し、その後に変更され平成19年4月1日現在では別紙③「用務員ブロック」のとおりである。
- (5) 用務技士長の任務、職務として規定された内容
- 用務技士長の任務は、ブロックにおいて他の用務員の技能及び服務意欲の向上に努め、教育委員会の用務員業務全体の質的向上を図ることであるとされ、具体的な職務としては、次のことを行うものとされた。
- ① 用務員への連絡に関すること。
  - ② 業務についての助言・指導に関すること。
  - ③ 共同作業の企画、実施及び報告に関すること。
  - ④ 共同作業に使用する物品の維持管理に関すること。
  - ⑤ 業務研修の企画、実施及び報告に関すること。
  - ⑥ 用務技士長相互の連絡調整に関すること。
  - ⑦ 業務マニュアルの作成に関すること。
  - ⑧ 各校の用務員の状況の把握と調整に関すること。
  - ⑨ 共同作業、業務研修等に係る予算の執行状況の把握と調整に関すること。
  - ⑩ 所属する学校の用務員業務に関すること。

#### 4 監査人による検討、批判

- (1) 監査人が改善計画を読んで感じることは、「岡山市教育委員会が、用務員の仕事が把握できにくいとか個人差があるという現状認識をしていることは間違っていないが、長期間にわたって問題の抜本的改善策が打ち出されていなかった理由の説明が理解できない。この度策定した改善計画は、岡山市の現在の財政状況を十

分に理解していないものである」ということである。

- (2) 用務員業務の内容を規定することは前進であるが、何ゆえに長期間、用務員が行なうべき仕事が明示されていなかったのかという批判を回避できないであろう。高度化するためのブロック化というが、ここでいう「高度化」の意味内容は判然としない。能力を上げるという意味だとしても、用務員の能力があがったら効率的になり1校のみでなく複数校を担当できるというのでなければ(いわゆる多能工化)、用務員が正規職員として現在のような民間水準からかけ離れた高い給料に対応した働きをして付加価値を生み出しているとは評価できない。

そもそもブロック化が受益者である市民にとっての利便性が向上するとか負担が減少するという観点が具体的に数値として記載されていないことは奇妙であるし、仮に「高度化」してもコスト面で類似の仕事をしている民間と比較して高コストのままであれば、本来的に用務員の業務は、民間で代替できる役務でしかないから効率化の観点が抜け落ちていることで十分ではない帰結となる。

- (3) また用務員の意識の向上のために職名を改めるというが、「主任」というような名称を殊更付けることは、間違えば権威付けないし差別化せんとすることで時代に逆行するものではないのかという疑念が生じるが、これに対する教育委員会の説明は無い。
- (4) 要するに、「用務員を直営(正規職員)として何とかして守りたいという発想のままである。この立場を納税者に対してどれだけの負担を強いているかという市民の立場よりも優先している。」と疑われる余地のある改善である。
- (5) 最も批判されるべきことは、数値の入っていない改善計画は意味がないに等しく民間では通用しないということである。「頑張って今の仕事を行います。」という程度では不足であり、改善計画において岡山市の財政状況や効率化を考慮した形跡が無いことは残念である。

用務員が、「子どもたちの心の奥底に潜む深刻な問題の解決に深く関わる」というが、それが真実ならば用務員は心理学の専門家ということになるが、用務員がそのようなことに対応できる資格、能力を有しているという客観的な証明は全く出来ていないし、関与できているという事実も無い。また、定量的な成果があったという事実も無い。このような理由付けなら、「学外の非公務員である協力者も公務員にしろ」という逆立ちした論理となる危険があろう。要するに、始めに公務員による直営体制の維持という命題があり、これを美辞麗句で説明せんとしているようでもあり、岡山市教育委員会において他の自治体が用務員に関してどのように対応しているのかという例を考慮し十分に比較検討することが望まれる。

用務員が公務員であることの必要性を主張する説明が抽象的であって、相当性やコストの判断、検証が十分でないのは残念である。

- (6) 「岡山市は教育を大切にす都市」という命題から直営の公務員としての維持を

主張しているが、既に政令指定都市となっている浜松市(「子供第1都市」を標榜している)や岡山市に次いで政令指定都市移行を推進中の神奈川県相模原市など他の都市でも岡山市と同様のことを首長は提唱して都市経営を行っているが、浜松市などでは用務員などの公務員化の現状を縮小していることからみても、そういう一般論や抽象論だけでは説得力が無いし正当性を維持できない。

#### 5 用務員が公務員である必然性は無いこと

- (1) 教員ですら私立学校の教員がいるのであり、教員が公務員であるという必然性は無いが、岡山市の用務員が現在行っている職務は、サービス役務的な業務であり公権力の行使ではないし、私立学校の事務職員が行なう業務と同じであり、既に多くの自治体で民間業者が業務として用務員の仕事をやっている範疇と同じものであるから、公務性が本質的に具備しているものでは決してないことを認めなければならない。

したがって、用務員の公務員性を何とか補強せんとする説明方法として岡山市は「教育に関わる」という抽象的な表現を多用していると推察するが、関係性には強弱があり、関わるというだけでは根拠薄弱である。

- (2) 「用務員、事務職員、司書、栄養士、給食調理員など多様な職種の職員がしっかりとスクラムを組むことが必要」とあるが、それは子供や父兄に対する学校経営の姿勢として必要だし職員の立場にある以上は重要な事柄ではあるが、それだけではこれらの職にある者全てが公務員でなければならないとか、正規職員でなければならないという論理必然性は無い。

現実に実態として存在する「岡山市の用務員に対しては民間の同種の仕事に比較して高給を支払われていること」に対して、他の選択肢との比較検討やコスト計算を行っていないのは、用務員の事務事業に多額の税金を費消していることに照らして十分ではない。

- (3) 学校教育の質の向上を図るとあるが、学校教育法施行規則第65条に、「学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する」と規定されていることからしても学校教育自体を直接に担当しているものではなく、周辺領域(施設の領域である)で関与しているだけであるから、教育という中核部分では用務員には一般教員と異なる独自性や独自の領域は無いと判断するしかない。そうすると、ここに書かれている目的は用務員の真実の姿を表現していない、無理な修飾でしかないということになる。用務員の仕事の内容に高度の公共性は無いというしかない。

極論すれば校舎の戸締りなどは教員が分担してすれば足りることである。私立の学校では登校時に教員が学童や生徒らを出迎えているのは通常のことであり、登校時間が経過したら教職員が戸締りをすれば足りるはずであるし、下校時も同様である。

- (4) 公文書の送達というが、教育委員会に届けるということであり、「公文書」の内

容は一様で無く何も公務員でなければ不可能という事務事業ではない。他の職員が交替してすれば足りるし、民間に委託してもできることである。現実に浜松市では、本庁と出先機関間の文書送達業務は平成17年7月から外部に委託されているし業者が巡回している。学校だけが特別性を有するものでは決してない。

- (5) 施設設備の維持管理は、市役所の他の庁舎などと同様に民間に委託すれば足りるし学校だけを公務員に担当させる必然性は無いし、公務員に対してそのような管理に必要な国家資格技能を持つことも要件化していない。
- (6) また1校に1名配置するというをせずして公務員をセンターに集めて必要な場合に出動、出張させればよいことはそのとおりである。そのためのブロック化ということであれば意味があるが、現状の岡山市のブロック化の主たる目的は抽象的な研修目的ということのようであり、効率面での効果が判然としないことは大変に疑問である。研修を名目とした組織の肥大であるという疑問を払拭する必要がある。

道路や水道その他についても緊急を要することは有りうるが、これと比較しても何ゆえに公務員だけが、学校内に常駐していなければならないのか説得力に乏しい。

- (7) 教育の補助、諸行事の補助は臨時職員やNPOで代替可能であり教材の整備も実態が乏しい。現在の多くの教員が多忙で補助者がいれば便利で助かることは否定しないが、教育の分野は聖域でもないし、効率化も考慮すべきである。

公務員の共同作業の内容は末尾資料④のとおりであるが、精査すると散発的な性質のものでしかないし、民間業者に発注する場合とのコスト比較をしていないのも十分ではない。

「教職員と一体となり」という説明は稼働方針でしかない。公務員である公務員でなければ出来ない事務事業は何かということ及び公務員であることを今後も維持する相当性を今一度吟味すべきである。

私立の学校には必ずしも公務員はいない。教員が何でもやるということが望ましい。そのことによって教員が、民間常識に触れることになるし、子どもらにとっても教育的な感銘を与えると言いうる面が生じるであろう。「教員が雑務に追いまわられている」という主張を余り強調することは、教えることだけが聖職だという思考に囚われすぎてであろう。私立の学校では登下校の校門での挨拶その他は教員が行なっているし、学校から数百メートル離れた場所に教員が立っている事実もある。

公務員の実態は、「管理」をしているというが、管理ではなく自らが労務することが本来の仕事であり必要であろう。自らが労働しない者を高賃金で雇う余裕は現在の岡山市には無い。

- (8) 公務員の活動改革の成果として強調されている事柄は、「子どもが挨拶が出来る、

不登校の子どもが復帰した」というが、それはボランティアや教員が行なってもできる事柄であろうし単発的な事柄である。そのような単発的な事柄を美談的に強調することは問題である。長期的にはスクールカウンセラーその他のNPOに委ねるほうがベターである。

## 第7 用務員の処遇に関する他都市の現況

総務省が平成20年10月31日に発表した「集中改革プランの主要な取組状況」の23頁によると、政令指定都市における学校用務員事務の民間委託実施団体の比率は平成16年度末に8パーセントであったものが平成20年4月1日時点で29パーセントに上昇したことがわかる。つまり、民間委託化の方向性を否定することはできないということ岡山市の主管部署は認識する必要がある。

その点の理解を深めるために、他都市について検討を行った。

### 1 学校用務員を廃止した自治体

- (1) 沖縄県豊見城市は、市立の小中学校9校に1人ずつ嘱託の学校用務員を配置していたが、平成20年4月から配置を無くした。用務員の予算1,120万円がゼロ査定されたためである。正規職員の用務員でなく嘱託の用務員すら全廃したという点に注意する必要がある。
- (2) 豊見城市では財政が逼迫したために多種類の学校ボランティアを募集しているが、民間との協働が不可欠となっているのである。

### 2 福岡県久留米市の委託

- (1) 久留米市は、平成8年に策定した「第3次行政改革推進要綱」に「民間活力活用の推進」が明記され、平成11年度に設置された「行政改革等に関する調査特別委員会」が学校用務員の外部委託を提言し、平成12年度には久留米市教育委員会が用務員業務の民間委託を提案し、翌13年度から学校用務員の委託化を実行してきた。
- (2) その実行の方法は地域的にまとまりのある6ないし7校を1ブロックとして計7ブロックに分け、順次委託を進めてきた。久留米市も平成17年2月に周辺4町と合併をしているが(合併後の人口は約30万6,020人)、旧市内全小中養護学校41校の校務員業務について、財団法人久留米市総合管理公社に委託を継続している。旧四町について委託を段階的に拡大し、平成19年度に正規職員を2人減とし、平成17年度から累計で正規職員を21人減としている。  
委託化が相当程度進行していることが理解できる。

### 3 福岡県宗像市の外部委託

宗像市では、用務員については平成6年度から外部委託が開始され平成16年度には完了している。小中学校20校のうち14校が用務員業務をシルバー人材センターに委託し、離島の小学校1校が臨時職員を配置し、5校には未配置である。

用務員に関して平成 16 年度の予算は 2,173 万 7,000 円であり、直営経費(正規職員の人件費として年間 890 万 2,000 円)の試算計 1 億 3,353 万円と比較すると 1 億 1,000 万円程度の経費削減となっている。

#### 4 浜松市について

浜松市には、小中学校は 164 校(うち 1 校は養護学校)有るが、用務員業務の委託化を進めている。浜松市の考え方は、本当に公務員でなければ出来ない事務事業とアウトソーシング可能な業務を峻別するということであり「浜松市戦略的アウトソーシングのためのガイドライン」に基づいて民間委託化が進展している。

#### 5 神奈川県相模原市

岡山市に次いで平成 22 年に政令指定都市移行を目指している相模原市においても、学校用務員の正規職員化は明瞭に見直しがされている。即ち、

- (1) 相模原市は、学校管理業務については「学校作業員の業務について、退職者不補充を原則として順次民間委託を実施する」との方針を立てており、平成 18 年度にも再任用職員を 5 校に 8 名配置して、計 30 校に 33 名配置した。また民間委託は 3 校で新規に実施して計 6 校に拡充し、改善効果額は 3,233 万 1,000 円と査定している。

(参考)

- 1 相模原市では、図書館業務についても「非常勤化及び民間委託を実施する」との方針を立てており、平成 19 年 10 月から相模大野図書館を民間委託化し、また、図書相談員(非常勤特別職)の再任用を実施し、改善効果額は 370 万円と査定している。
- 2 公立小学校給食調理業務についても、「退職者不補充を原則として順次民間委託を実施する」との方針を立てており、平成 18 年度にも新たに 4 校(給食調理員相当数 18 名分)を民間委託し、合計 14 校及び 2 給食センターの委託を完了した。改善効果額は 4,446 万 9,000 円と査定している。

### 第 8 委託に対する議論の検討

#### 1 シルバー人材センターに対する委託論議

- (1) 平成 17 年に労働者派遣法が改正された。自治労(自治労学校用務員部会、学校用務のシルバー人材センターへの業務委託に関する Q & A 参照)は、学校用務員業務を包括的に外部(特にシルバー人材センター)に委託することに反対しており、平成 16 年 4 月に、反対の法律的な根拠として「実態的に職業安定法第 44 条、労働者派遣法、労働省告示 37 号などに違反する。」と主張している。自治体の職員が委託先ないし派遣元の職員に指示を行ったり、両者が共同で業務を行なうことが現実であり、それが違法であるということのようである。
- (2) 「シルバー人材センターと自治体の委託契約には清掃や除草、軽微な修繕などが

入っている場合などが多くみられますが、委託契約書には、いつ、どこで、どのように行なえばいいのかなどの指示はなく、実際に学校の事情によって指揮・命令を仰がなければ業務が遂行できないと考えられます。また、他の教職員から学校の施設・設備が壊されてしまった場合の修繕依頼など、他の教職員と共同・連携が必要となってきます。」と説明している。

- (3) (2)の主張について考察するに、清掃や除草は定期的に行なわれるはずであり、また臨時の清掃などは個別に依頼するということになるはずであるから業務の遂行、完了させることは格別の困難はないはずである。いつ、どこで、どのように行なえばいいのかなどの指示が無いと仕事の遂行が出来ないかのような主張は、社会通念に照らして説得力は無い。
- (4) 「修繕依頼など、他の教職員と共同・連携が必要となってきます」と説明しているが、修繕してほしいという依頼には、委託者と受託者間の間ではコミュニケーションは必要であるが、それを超えて必要だと主張する「共同・連携」の中味は判然としないし、要するに事柄を針小棒大に説明している机上での空論的な色彩が強い。公務員化を維持したいという意図が露呈して無理な主張をしているものである。
- (5) もっとも、自治労もどんな場合でもシルバー人材センターへの委託は違法という見解はとっておらず、「ですから、学校用務員の業務の委託の方法としては、例えば「草刈業務」とか「除草業務」、「窓の清掃業務」、「樹木の選定業務」といったように①一つ一つの業務ごとに部分的に、②業務内容や期間を仕様書で明確にして、③指揮、命令が無くても業務を完了できるようにして委託することのみ可能であると考えます。」と説明している。

## 2 監査人の見解

- (1) 前項(5)の自治労の法律解釈の見解は監査人もほぼ支持できるが、このような業務について詳細の事柄を明示する必要性を指摘するのであれば、果たして正規職員である学校用務員が、例えば自らの一年間の業務内容を定性的かつ定量的に記録したものが住民に対して完備させており開示できているのか、自分に対して支給されている給与が労働の対価として社会通念上も正当であると説明できるのかが問われるとも言うるのであろう。岡山市においては平成17年3月の改善計画によって、用務員の仕事の内容が規定され始めた。そのことを忘れて、委託化反対の論拠として「①一つ一つの業務ごとに部分的に、②業務内容や期間を仕様書で明確にして、③指揮、命令が無くても業務を完了できるようにして委託することのみ可能であると考えます。」と主張しても、市民の共感は得られにくいであろう
- (2) 上記のとおり岡山市において平成17年度から用務員は業務日報を作成したということであり、その内容は定型的かつ簡潔なものでしかない。
- (3) 「学校用務員の業務は常時必要なのであり、労働者派遣の受け入れ先としては妥



当でないと言えます」との主張については、当然に異論は有り必要性だけで正規職員化の論証が成功していると言うことはなく、相当性（経済的コスト）、補充性（代替措置の有無）の原則に照らして物事が判断されるべきことは多言を要しない。

東京都荒川区の平成 20 年 8 月のホームページによると、学校用務員として非常勤の嘱託員が募集されており、勤務時間は原則週 30 時間であり、報酬は月額 16 万 9,700 円である。「常時の必要性」が説得力をもつとは認めがたい。

## 第 9 監査人の提言

### 1 市民の疑問

- (1) 用務員を正規職員として維持していくことに対する市民の最大の疑問は、用務員はその職責とかけ離れた給与を得ているのではないかというもののようであり、総務省関係の資料に照らしてもこの疑問を誤りだと断定することは困難である。民間の感覚や給与相場では、一般にお客に会う必要がないとか、ノルマがないとか、ストレスを感じる事が少ないという仕事は代替がきくので、このような仕事に対して支払われる給与は安いのである。
- (2) 学校に配置されている用務員や学校司書は 1 名であり、普段に主として執務している場所も職員室から離れていることが多いから、用務員を適正に監督し評価することは困難でもある。民間企業であれば、職員 1 名の営業所などは通常は設置しない。なぜなら管理者側にとって 1 人の職員が本当に効率的かつ適正に執務しているのか把握できないからである。したがって、特定のステーション(事業所)に複数の職員が居て、必要に応じて現場に行くという組織体制、人員配置をするということになる。
- (3) 用務員について、仮に、年功序列によって給与が増加するということが無くなり、民間の同種の仕事と比較しても職責に応じた給与が支払われるという実態が確立するようになれば、市民の批判は薄らぐであろう。

### 2 解決策

したがって、用務員の給与について、職務や労働の市場価値に見合う金額の決定が市役所として恒常的になされるのであれば、用務員が正規職員のままであることに対する批判は薄まるであろうが、現在の法令のもとでも支障は無いから、そのような方向、選択が相当であろう。

但し、既に高い給与となっている職員に対する給与を削減することは困難であるから、岡山市においては、今後とも用務員を正規職員として採用することは停止し抑制する必要がある。部署が作成した改善計画で提唱されている用務員のブロック化を更に進めて、効率的に勤務できる体制を整備する必要がある。つまり、1 校に 1 人配置ということに固執する必要はない。

荒川区は、いわゆる直営を維持している分野が多いが、仕事に見合う給与を支払う

という考え方で210の職種に区分しており(月刊地方自治職員研修平成20年12月号42頁参照)、非常勤の用務員の給与は、正規職員の半分程度である。

正規職員の用務員1人が2校に対応する稼働が出来ないということになり、どうしても1校に1人の用務員の配置をしたいのであれば、効率化を考慮すると市民、自治体としては、非常勤化を選択し人数を増やすということもあろう。

以上をまとめると、

- (1) 学校用務員を正規職員として採用することは今後とも停止すべきである。
- (2) 用務員をグループ化する改善計画をすすめ、多能工化して1人の用務員が複数の学校に必要な仕事を担当できるようにすべきである。
- (3) 用務員に退職者が出た場合にも補充採用をしないで、用務員をグループ化して効率的に活用すべきであり、必ずしも1校に1名配置ということにこだわるべきでない。
- (4) 用務員として補充採用が必要な場合は臨時職員として採用すべきである。
- (5) 退職者が数名生じた時点で、グループ化している1グループを民間に委託するべきである。
- (6) 正規職員である学校用務員の給与については、いわゆる年功序列によって昇給するのではなく勤務の内容、実態に即応する金額を支払うべきであり、民間の同種の職種を参考として金額の上限設定をする運用をしていくべきである。

#### 添付資料

- 資料① 岡山市の学校の職員配置表
- ② 標準的な用務員の1日
- ③ 用務員のブロック表
- ④ 平成18年度 共同作業実績

以上

## IV 資料編

## 1 学校教育の充実

## 1 学校園関係資料

## (1) 児童・生徒・園児・教職員数

(平成19年5月1日現在)

※児童数・生徒数・学級数・組数の( )は特別支援学級再掲、教職員数の( )は臨時・嘱託等で外数(兼務者は本務校に計上)

小学校(93校 うち分校2校)

小(1)

校名	児童・職員数 合計	児童数	学級数	教 職 員 数									計
				県 費				市 費					
				校長 教員	養護	栄養	事務	栄養	司書	講師 指導員 補助員	給食 調理	用務員	
岡山中央	39,780 (653)	1,414 (166)	1914	92(10)	35(7)	98(10)	33	28(65)	(156)	203(28)	77(16)	2480(292)	
清輝	723 (38)	28 (7)	37	1		1(1)	1	1	(4)	3(1)	1	45(6)	
旭東	135 (9)	8 (2)	14	1	(1)	1		(1)	(3)	2	1	19(5)	
伊島	139 (6)	8 (2)	15	1		1	1	(1)	(2)	2	(1)	20(4)	
津島	767 (40)	28 (7)	38	1	1	1(1)		1	(4)	3(1)	1	46(6)	
石井	726 (10)	23 (2)	30	1	1	1		1	(4)	4	1	39(4)	
鹿田	261 (8)	12 (2)	22	1		1	1	(1)	(2)	2	1	28(3)	
大元	826 (17)	27 (4)	36	1	1	1(1)		1	(2)	4	1	52(3)	
御野	979 (7)	29 (2)	36	2	1	2		1	(4)	5	1	47(4)	
三黠	631 (7)	20 (2)	27	1		1	1	1	(2)	4	1	36(2)	
福浜	516 (11)	19 (2)	25	1		1	1	(1)	(2)	4	1	33(3)	
平福	1065 (15)	33 (3)	41	2	1	2		1	(3)	5	1	53(3)	
芳泉	743 (9)	23 (2)	29	1	1	1		1	(1)	4	1	38(1)	
ひばり分校	880 (16)	26 (3)	32	1	1	1		1	(2)	4	1	41(2)	
宇野	459 (0)	12 (0)	15	1		1	1	(1)	(1)	3	1	22(2)	
旭竜	1030 (16)	31 (3)	41	2	1	2		1	(4)	5	(1)	53(5)	
岡南	210 (2)	10 (2)	15	1		1	1	(1)	(1)	2	1	21(2)	
平井	617 (22)	23 (5)	30	1	1	2		1	(2)	3(1)	1	39(3)	
福島	670 (13)	21 (3)	29	1	1	1		1	(3)	2(3)	1	36(6)	
南輝	410 (8)	14 (2)	21	1		1	1	(1)	(3)	3	(1)	27(5)	
操南	646 (5)	21 (2)	27	1	(1)	1		1	(1)	3(1)	1	35(5)	
操明	434 (6)	14 (2)	19	1	(1)	1		(1)	(1)	3	1	25(3)	
富山	656 (7)	21 (2)	27	(1)	1	1		1	(1)	3	(1)	33(3)	
旭操	707 (9)	23 (2)	31	1	(1)	1		1	(3)	4	1	39(4)	
牧石	514 (3)	17 (1)	22	1		1	1	(1)	(1)	3(1)	1	30(3)	
	308 (9)	14 (2)	18	1	1	1		(1)	(1)	2(2)	1	24(4)	

校名	児童・職員数	児童数	学級数	教職員数										計
				県費					市費					
				校教	長員	養護	栄養	事務	栄養	司書	講師 指導員 補助員	給調	食理	
大野	401 (8)	14 (2)	20	1		1	1	(1)	(1)	2(1)	1	26(3)		
西	1152 (16)	34 (3)	41	1(1)	1	2		1	(2)	5	(1)	50(5)		
御南	870 (7)	25 (1)	31	1	1	1		1	(2)	4	(1)	39(3)		
陵南	896 (12)	27 (2)	34	1(1)	1	2		1	(3)	5	(1)	44(5)		
芳田	664 (9)	21 (2)	27	1	1	1		1	(1)	4	1	36(1)		
芳明	669 (11)	21 (2)	26	1	1	1		1	(2)	4	(1)	34(3)		
甲浦	325 (3)	13 (1)	17	(1)		1		(1)	(0)		1	19(2)		
三門	297 (8)	13 (2)	21	1	1	1		(1)	(3)	2	1	27(4)		
財田	526 (16)	19 (3)	27	1	1	2		1	(2)	3(1)	1	36(3)		
竜之口	521 (6)	19 (2)	25	1	1	1		(1)	(1)	3(1)	1	32(3)		
高島	916 (13)	28 (3)	34	1(1)	1	1(1)		1	(2)	5	1	44(4)		
幡多	1146 (7)	33 (2)	41	2		2	1	(1)	(3)	5	1	53(4)		
小串	58 (0)	5 (0)	7	1		1	1	(1)	(1)	1(1)	1	12(3)		
浦安	450 (14)	16 (3)	21	1	1	1		(1)	(1)	3	1	28(2)		
古都	239 (2)	10 (1)	13	1		1	1	(1)	(1)	2	1	20(2)		
可知	659 (9)	21 (2)	27	1		2	1	1	(2)	3(1)	(1)	35(4)		
芥子山	1170 (12)	34 (2)	43	2		1(1)	1	1	(4)	5	1	55(5)		
政田	211 (2)	8 (1)	11	1		(1)	1	(1)	(2)	1(1)	1	16(5)		
開成	170 (0)	6 (0)	10	1		1	1	(1)	(1)	2	1	16(2)		
西大寺	576 (13)	21 (3)	29	1		1	1	(1)	(2)	3(1)	1	36(3)		
西大寺南	290 (1)	12 (1)	16	1	1	1		(1)	(3)		1	20(4)		
雄神	140 (4)	7 (1)	12	1	1	1		(1)	(2)	2	1	18(3)		
豊	289 (1)	13 (1)	18	1		1	1	(1)		2	1	25(1)		
太伯	197 (2)	7 (1)	10	1		1	1	(1)	(1)	2	1	15(2)		
幸島	141 (7)	8 (2)	11	1	1	1		(1)			1	15(1)		
朝日	101 (0)	6 (0)	8	(1)	(1)	1		(1)		1(1)	1	11(4)		
大宮	60 (0)	6 (0)	9	1		1	1	(1)	(1)	1(1)	(1)	14(4)		
中山	676 (9)	21 (2)	27	1	1	1		1	(6)	3(1)	1	35(7)		
馬屋下	136 (3)	7 (1)	10	1		1	1	(1)	(3)		1	14(4)		
桃丘	303 (6)	14 (2)	20	1	1	1		(1)	(3)	2(1)	(1)	25(6)		
平津	184 (6)	9 (2)	12	1		1	1	(1)		2	1	18(1)		
野谷	158 (1)	7 (1)	10	1	1	1		(1)		2	1	16(1)		
横井	947 (3)	28 (2)	36	1(1)	(1)	1(1)		1	(2)	5	(1)	45(6)		
馬屋上	44 (1)	6 (1)	8	1		1	1	(1)		1	1	13(1)		
庄内	654 (5)	22 (2)	27	1	1	1		1	(2)	4	1	37(2)		

校名	児童・職員数	児童数	学級数	教 職 員 数									計
				県 費				市 費					
				校 教	長 員	養 護	栄 養	事 務	栄 養	司 書	講 師 指 導 員 補 助 員	給 食 調 理	
加茂	243 (3)	11 (2)	16	(1)	(1)	(1)		(1)	(2)	2	1	19(6)	
鯉山	218 (2)	7 (1)	11	1	1	1		(1)		2	(1)	16(2)	
吉備	1038 (6)	31 (2)	39	2	1	2		(1)	(6)	5	1	50(7)	
妹尾	530 (12)	18 (3)	24	1	1	1		(1)	(3)	3(2)	(1)	33(7)	
箕島	272 (5)	11 (1)	15	1		1	1	(1)	(2)		1	19(3)	
福田	772 (18)	26 (4)	32	1	1	1		1	(4)	4	1	42(4)	
浮田	174 (2)	7 (1)	10	1		1		(1)	(1)	(1)	(1)	13(4)	
城東台	352 (10)	14 (2)	19	1		1		(1)	(3)	(1)	1	22(5)	
平島	283 (7)	13 (2)	17	1		1	1	(1)		2	1	23(1)	
御休	133 (2)	7 (1)	10	1		1		(1)		(1)	1	13(2)	
角山	49 (0)	6 (0)	8	1		1		(1)		(1)	1	11(2)	
興除	238 (6)	9 (2)	13	1		1		(1)	(1)		1	16(2)	
普根	110 (0)	6 (0)	8	(1)		1	1	(1)	(0)	2	1	13(2)	
東嶺	528 (5)	18 (2)	23	1	1	1		(1)	(1)		1	28(2)	
足守	189 (3)	8 (1)	11	1		1	1	(1)	(1)	2	1	17(2)	
大井	43 (2)	6 (1)	9	1		1	1	(1)	(1)	1	1	14(2)	
高田	66 (0)	6 (0)	8	1		(1)	1	(1)	(0)	1(1)	1	12(3)	
福谷	44 (0)	5 (0)	7	1		1	1	(1)	(0)	1	1	12(1)	
第一藤田	179 (5)	8 (2)	11	1		1	1	(1)	(1)	2	1	17(2)	
第二藤田	362 (11)	14 (2)	20	(1)	1	1		(1)	(1)	3	1	26(3)	
第三藤田	150 (3)	7 (1)	10	1		1	1	(1)	(2)	2	1	16(3)	
御津	159 (2)	7 (1)	10	1		1		(1)	(2)		1	13(3)	
御津南	196 (3)	9 (2)	13	1		1		(1)	(2)		1	16(3)	
五城	78 (0)	6 (0)	9	1		1		(1)	(1)		1	12(1)	
灘崎	396 (9)	14 (2)	21	1		1		(1)	(1)		(1)	23(3)	
迫川分校	31 (0)	3 (0)	4					(1)	(0)		1	5(1)	
七区	166 (3)	8 (2)	11	1		1		(1)	(0)		1	15(1)	
彦崎	381 (5)	13 (1)	17	1		1		(1)	(1)		1	20(2)	
建部	160 (6)	8 (2)	12	1		1		(1)	(1)		1	15(2)	
竹枝	33 (2)	5 (1)	7	1		1		(1)	(0)		1	10(1)	
福渡	82 (0)	6 (0)	8	1		1		(1)	(1)		1	11(2)	
千種	240 (4)	11 (1)	15	1		1		(1)	(1)		1	18(2)	
江西	597 (7)	20 (2)	26	1		1		(1)	(3)		1	30(4)	

中学校 (37校)

校名	生徒・職員数 合計	生徒数	学級数	教 職 員 数										計
				県 費					市 費					
				校教員	養護	栄養	事務	栄養	司書	講師 指導員	給食 調理	用務員		
		18,171 (247)	608 (69)	1,090	39 (2)	12 (2)	43 (3)	10 (2)	18 (19)	13	6 (4)	32 (5)	1,278 (38)	
岡 山 中 央	364 (50)	18 (8)	35	1	(1)	1		(1)				1	41 (3)	
岡 北	495 (0)	15 (0)	27	1	1	1		1				1	32	
京 山	763 (21)	25 (4)	44	1		2	1	1				1	51	
石 井	416 (11)	14 (2)	30	1		1	1	(1)		1		1	35 (1)	
桑 田	737 (9)	26 (4)	41	1		2	1	1			3 (1)	1	55 (1)	
岡 輝	359 (11)	14 (3)	26	1		2		(1)		1	(1)	1	31 (2)	
福 浜	795 (7)	25 (2)	41	1		1 (1)	1	1				(1)	46 (1)	
福 南	440 (2)	13 (1)	26	1		1	1	(1)				1	31 (1)	
芳 泉	856 (9)	28 (3)	46	2		1 (1)	1	1				1	52 (1)	
東 山	317 (0)	9 (0)	21	1		1		(1)		1	(1)	1	25 (2)	
操 山	623 (15)	22 (3)	37	1		1		1		1	(1)	1	42 (1)	
操 南	757 (0)	22 (0)	37	1	1	2		1				1	44	
富 山	312 (6)	12 (2)	22	1	1	1		(1)				1	26 (1)	
御 南	675 (3)	20 (1)	38	1	1	1		1		1		1	44	
芳 田	545 (5)	19 (2)	33	1	1	1		1				1	38	
光 南 台	190 (2)	7 (1)	14	1		1	1	(1)				1	18 (1)	
竜 操	923 (7)	28 (2)	51	2		2		1		1		1	59	
高 島	503 (4)	18 (2)	30	1	(1)	1		1		1		(1)	36 (2)	
旭 東	984 (10)	31 (2)	47	2	1	2		1				1	54	
西 大 寺	635 (6)	21 (2)	37	1		1	1	1				1	42	
上 南	174 (2)	7 (1)	14	1		1		(1)				(1)	16 (2)	
山 南	220 (3)	8 (1)	18	1		1	1	(1)		1		1	24 (1)	
中 山	571 (1)	19 (1)	32	1	1	1		1				1	37	
香 和	472 (7)	16 (2)	30	1		1	(1)	(1)				1	33 (2)	
高 松	598 (7)	19 (2)	32	1	1	1		1				1	35	
吉 備	841 (3)	27 (2)	43	1 (1)	1	1 (1)		1				1	48 (2)	
妹 尾	349 (6)	13 (2)	22	1	1	1		(1)			3	1	29 (1)	
福 田	342 (3)	12 (1)	21	1		1	1	(1)				1	25 (1)	
上 道	455 (2)	15 (1)	28	1		1		1		1		1	33	
興 除	480 (8)	16 (2)	27	1		1		(1)				(1)	30 (2)	
足 守	170 (4)	7 (2)	16	(1)		1	(1)	(1)				1	19 (3)	
藤 田	265 (4)	10 (2)	20	1	1	1		(1)				1	24 (1)	
御 津	253 (3)	8 (1)	17	1		1		(1)		2		1	23 (1)	
灘 崎	500 (9)	17 (2)	30	1		1		(1)				(1)	33 (3)	
建 部	166 (2)	8 (2)	17	1	1	1		1		1		1	21	
瀬 戸	392 (5)	13 (1)	25	1		1		(1)		1		1	28 (1)	
岡山後楽館	234 (0)	6 (0)	15	1		1		(1)				1	18 (1)	

## 幼稚園（71園）

教諭の（ ）内は臨教補、  
用務員の（ ）内は嘱託・臨時用務員でいずれも外数

幼（1）

園名	園児・職員数 合計	園児(学級)数					教職員数			
		園児数	学級数	3歳児	4歳児	5歳児	園長	教諭	用務員	計
	合計	5,649	250(6)	339	2,559	2,751	47	238(42)	(69)	285(111)
岡山中	43	2	0	22	21	1	2	(1)	3(1)	
旭東	8	1	0	6	2		1(1)	(1)	1(2)	
伊島	164	6	0	85	79	1	5(1)	(1)	6(2)	
三敷	102	5	20	41	41	1	4(1)	(1)	5(2)	
操南	103	5	18	46	39	1	5	(1)	6(1)	
操明	105	4	0	50	55	1	3(1)	(1)	4(2)	
富山	113	4	0	51	62	1	4	(1)	5(1)	
大野	70	3	0	37	33	1	2(1)	(1)	3(2)	
今	217	8	0	105	112	1	7(1)	(1)	8(2)	
芳田	91	4	0	47	44	1	4	(1)	5(1)	
財田	69	4	0	33	36	1	3(1)	(1)	4(2)	
高島	201	8	40	76	85	1	7(1)	(1)	8(2)	
幡多	204	8	0	94	110	1	6(2)	(1)	7(3)	
小串	6	1	0	2	4		1	(1)	1(1)	
岡南	69	4	0	35	34	1	3(1)	(1)	4(2)	
浦安	98	4	0	40	58	1	4	(1)	5(1)	
宇野	139	5	0	60	79	1	5	(1)	6(1)	
鹿田	141	5	21	52	68	1	5	(1)	6(1)	
福浜	130	4	0	60	70	1	4	(1)	5(1)	
御野	101	5(1)	20	39	42	1	6	(1)	7(1)	
石井	23	2(4)	0	7	16	1	6	(1)	7(1)	
三門	60	3	14	24	22	1	3	(1)	4(1)	
甲浦	43	2	0	17	26		2(1)	(1)	2(2)	
大元	150	6	0	64	86	1	5(1)	(1)	6(2)	
平井	120	5	20	52	48	1	5	(1)	6(1)	
牧石	42	2	0	18	24		2(1)	(1)	2(2)	
平福	137	5	0	74	63	1	5	(1)	6(1)	
芳泉	200	7	0	104	96	1	6(1)	(1)	7(2)	
旭竜	34	2	0	15	19		2(1)	(1)	2(2)	
旭操	72	4	0	36	36	1	3(1)	(1)	4(2)	
竜之口	115	4	0	56	59	1	4	(1)	5(1)	
芳明	110	4	0	59	51	1	4	(1)	5(1)	
陵南	173	6	0	82	91	1	6	(1)	7(1)	
古都	68	3	19	28	21	1	3	(1)	4(1)	
可知	100	5	14	38	48	1	5	(1)	6(1)	

## 幼(2)

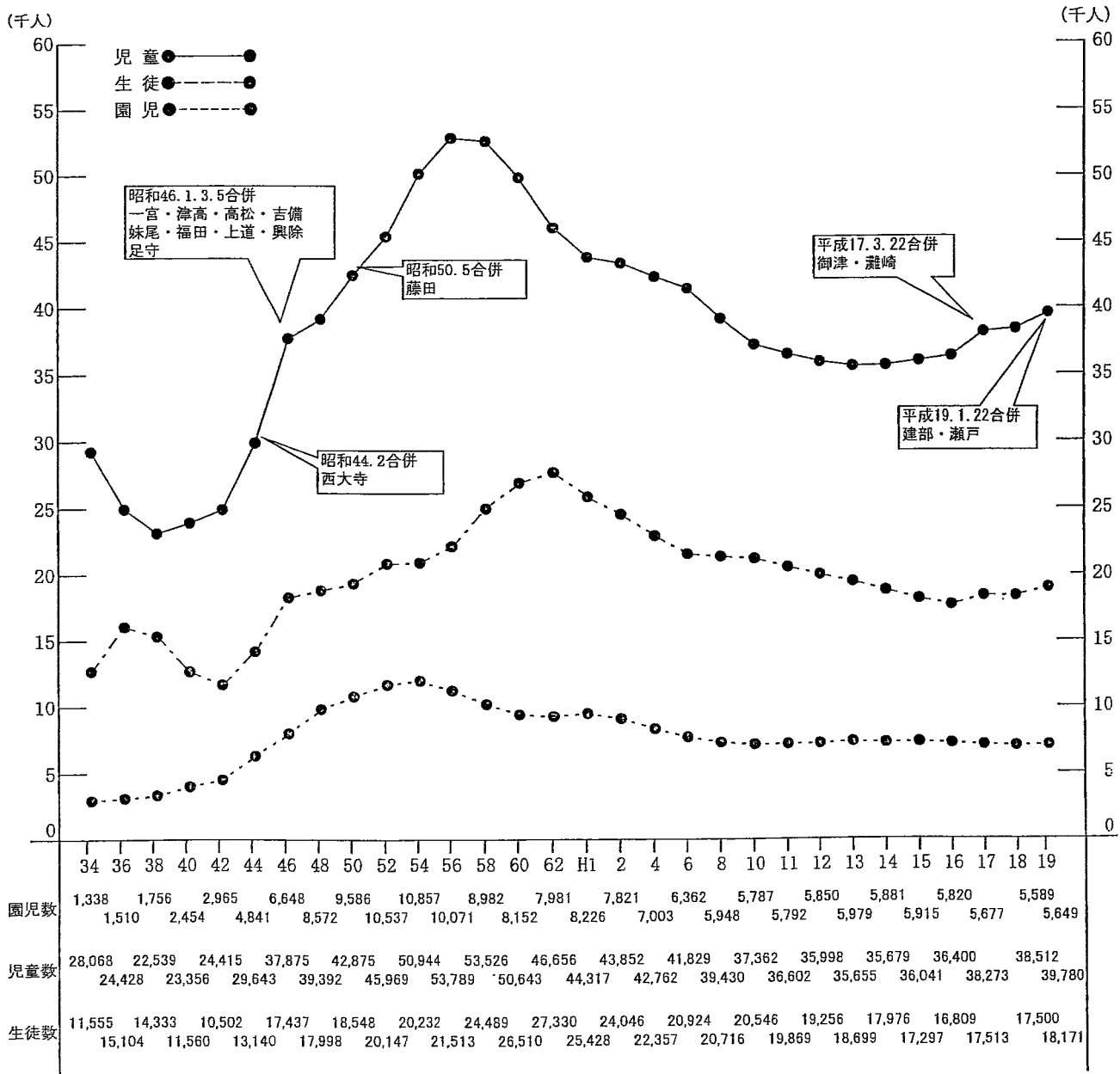
園児・職員数 園名	園児(学級)数					教職員数			
	園児数	学級数	3歳児	4歳児	5歳児	園長	教諭	用務員	計
政田	36	2	0	19	17		2(1)	(1)	2(2)
開成	25	2	0	16	9		2(1)	(1)	2(2)
西大寺	96	5(1)	20	34	42	1	6	(1)	7(1)
西大寺南	32	2	0	15	17		2(1)	(1)	2(2)
雄神	10	1	0	5	5		1(1)	(1)	1(2)
豊	36	2	0	13	23		2(1)	(1)	2(2)
太伯	24	2	0	16	8		2(1)	(1)	2(2)
幸島	23	2	0	12	11		2(1)	(1)	2(2)
朝日	13	1	0	7	6		1(1)	(1)	1(2)
大宮	5	1	0	2	3		1(1)	(1)	1(2)
中山	118	4	0	60	58	1	3(1)	(1)	4(2)
馬屋下	19	2	0	7	12		2(1)	(1)	2(2)
平津	41	2	0	18	23		2(1)	(1)	2(2)
野谷	27	2	0	12	15		2(1)	(1)	2(2)
横井	145	5	0	60	85	1	4(1)	(1)	5(2)
馬屋上	6	1	0	4	2		1(1)	(1)	1(2)
庄内	85	4	0	38	47	1	5	(1)	6(1)
加茂	39	2	0	18	21	1	2	(1)	3(1)
鯉山	51	3	12	20	19	1	3	(1)	4(1)
吉備東	173	7	31	76	66	1	6(1)	(1)	7(2)
吉備西	73	3	20	27	26	1	3	(1)	4(1)
福田	129	5	0	63	66	1	4(1)	(1)	5(2)
浮田	62	3	0	24	38	1	3	(1)	4(1)
平島	76	3	20	23	33	1	3	(1)	4(1)
御休	21	2	0	10	11		2(1)	(1)	2(2)
角山	8	1	0	6	2		1(1)	(1)	1(2)
足守	25	2	0	8	17		2(1)	(1)	2(2)
高田	8	1	0	5	3		1(1)	(1)	1(2)
福谷	6	1	0	4	2		1(1)	(1)	1(2)
妹尾	122	5	0	62	60	1	5	(1)	6(1)
芥子山	181	6	0	89	92	1	5(1)	(1)	6(2)
桃丘	54	3	14	25	15	1	2(1)	(1)	3(2)
御津	71	3	16	24	31	1	3		4
千種	33	2	0	14	19	1	2	(1)	3(1)
江西	84	4	0	37	47	1	4	(1)	5(1)
灘崎	71	4	20	31	20		4(1)		4(1)



高等学校（1校）

（ ）は非常勤

校名	学科	生徒数	教職員数										計
			県費					市費					
			校長	教頭	教諭	講師	養護教諭	講師	実習教諭	事務	司書	用務員・その他	
岡山後楽館	総合	499	1	2	34	(15)	2	(12)	3	5	1	2	51(27)



## 標準的な用務員の一日

(小学校)

	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)
8:30	児童朝礼	校内、外巡視	校内、外巡視	校内、外巡視	校内、外巡視
	校内巡視				
8:50	校門閉門	校門閉門	校門閉門	校門閉門	校門閉門
	校門付近、玄関清掃	校門付近、玄関清掃	校門付近、玄関清掃	校門付近、玄関清掃	校門付近、玄関清掃
	花の水やり	ゴミ置き場清掃	校長室の掃除	花壇草取り	ゴミ置き場清掃
	↓	授業補助 (2年生生活科)	花の水やり	授業補助 (支援)	清掃除
	↓	↓	↓	↓	↓
10:25	職員室待機 (教頭と打合せ)	職員室待機 (教頭と打合せ)	子供との ふれあい	職員室待機 (教頭と打合せ)	職員室待機 (教頭と打合せ)
10:55	校長室の掃除	職員室雑紙整理 (リサイクル)	授業補助 (スキルタイム)	害虫駆除	プランターに 花苗植え付け
11:30	花植え替え準備	↓	↓	樹木剪定	↓
	プランター片付け	プランター用 土作り	↓	↓	↓
12:30	給食	給食	給食	給食	給食
13:15	清掃指導 (ゴミ置き場)	清掃指導 (雑紙)	清掃指導 (ゴミ置き場)	清掃指導 (ゴミ置き場)	清掃指導 (ゴミ置き場)
13:30	中庭清掃	校医接待	花壇草取り	樹木片付け	子どもとの ふれあい
14:00	外回り (金融機関)		外回り (金融機関)	↓	外回り (金融機関)
	↓		(文書送達)	職員室待機	不審者情報対応
15:00	依頼された修繕 (トイレ水栓水漏れ)	クラブ指導	↓	指摘された 箇所修繕	学区内巡視
	校内巡視で発見 した箇所修繕	↓	職員会議	↓	↓
	(蛍光管交換)	↓	↓	↓	生徒指導連絡会
16:45	終礼	事務処理	終礼	事務処理	終礼
17:15	事務処理		事務処理		事務処理
					花の水やり

## 用務員ブロック

Aブロック		Bブロック		Cブロック		Dブロック		Eブロック	
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
大宮	山南	富山	富山	福谷	足守	岡山中央	岡山中央	福田	福田
朝日		旭操	操南	高田		三勲	操山	吉備	吉備
幸島		操南	操明	大井		宇野	高島	芳田	芳田
太伯	西大寺	平井	東山	庄内	高松	旭竜	高島	芳田	芳田
豊		旭東	岡輝	加茂		幡多	竜操	西	御南
雄神		清輝		鯉山		竜之口	御南	大元	桑田
西大寺南	上南	岡南	馬屋下	中山	財田	後楽館中 後楽館高	鹿田	桑田	
西大寺		桃丘		石井					
政田		平津							
開成			中山						
			大野						
			三門						
			石井						
10校	3校	8校	4校	14校	4校	8校	6校	9校	5校
13校		12校		18校		14校		14校	

Fブロック		Gブロック		Hブロック		Iブロック		
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
馬屋上	香和	第一藤田	藤田	芥子山	旭東	福浜	福浜	
野谷		第二藤田		可知		平福	芳泉	芳泉
横井		第三藤田		古都		ひばり分校		
津島	京山	曾根	興除	浮田	上道	浦安		
伊島		興除		城東台		福島	福南	
牧石	岡北	東麿	妹尾	平島		南輝		
御野		箕島		御休		甲浦	光南台	
御津	御津	妹尾	灘崎	角山	瀬戸	小串		
御津南		灘崎		千種				
五城	建部	迫川分校	彦崎	江西				
建部		七区						
竹枝		彦崎						
福渡								
13校	5校	12校	4校	10校	3校	9校	4校	
18校		16校		13校		13校		

## 【用務技士長の職務】

- ・ 業務についての助言、指導
- ・ 共同作業の企画、実施、報告
- ・ 共同作業に使用する物品の維持管理
- ・ 業務研修の企画、実施、報告
- ・ 業務マニュアルの作成
- ・ 各校用務員の状況の把握、調整

平成18年度 共同作業実績

④

ブロック	実施日	実施場所	作業内容	参加者数(人)
A	4月26日	西大寺小	普通教室 掲示スペース設置	11
	6月7～8日	御休小	門扉 塗装	24
	7月20日	古都小	保健室 壁紙張り替え	4
	10月20日	西大寺南小	非常階段 塗装	12
	10月25～26日	開成小	動物ランド 木製柵補修	23
B	7月26日	岡南小	掲示板張り、フェンス 補修【新人研修】	8
	8月2～3日	旭東小	階段 塗装	23
	8月22日	旭操小	階段 ワックスがけ	18
	10月19日	福島小	樹木 剪定	6
	11月22日	甲浦小	生垣 剪定【新人研修】	22
C	7月21日	大野小	保健室 クロス張り替え	4
	7月26日	桃丘小	掲示板 張り替え【新人研修】	17
	7月28日	石井小	廊下側壁面、窓枠 塗装	18
	8月18日	足守小	水道シンク下 防水シート張り替え	18
	10月30～31日	加茂小	サッカーゴール、バスケットゴール 塗装	8
D	6月13～14日	竜之口小	トイレ 間仕切り補修	15
	7月25日	旭竜小	総合遊具 塗装	13
	7月31日	高島小	通用門 塗装	2
E	7月10日	御南中	教室 壁紙張り替え(E・G合同)	27
	7月27日	福田小	門扉、ベランダ 塗装(E・G合同)	43
	7月31日			
	8月10日	福田中	階段壁 塗装【新人研修】	22
F	5月29日	馬屋上小	網戸張り【新人研修】	24
	6月14日	野谷小	教室 壁紙張り	4
	8月7～9日	岡北中	廊下 塗装	26
	11月20日	牧石小	会議室 壁紙張り替え	6
G	7月10日	御南中	教室 壁紙張り替え(E・G合同)	Eブロックに含む
	7月27日	福田小	門扉、ベランダ 塗装(E・G合同)	Eブロックに含む
	7月31日			
	8月8日	彦崎小	門扉 塗装	3
	10月11日	灘崎小	家庭科教室 床ワックスがけ【新人研修】	25
合計	28回			426